

## 新築の工事中の建築物等に係る消防計画の作成要領

規則第3条第1項第2号に掲げる消防計画の作成要領は、次のとおりとする。

規則	事項	作成要領
第2号イ	消火器等の点検及び整備に関すること	<p>消火器等の配置場所について、工事作業員への周知方法を明確にしておくこと</p> <p>【明確にする事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・消火器等の配置図を作業員に配布すること、工事現場の数力所の目につきやすい箇所に消火器等の配置図を掲示すること等</li> <li>・消火器等の数、配置を変更する場合は、その都度周知すること</li> </ul> <p>配置した消火器等の定期点検方法を明確にしておくこと</p> <p>【明確にする事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・定期的に巡回をし、消火器等が容易に使用できる状態となっているかどうかを確認</li> </ul>
第2号ロ	避難経路の維持管理及びその案内に関すること	<p>避難経路について、工事作業員への周知方法を明確にしておくこと</p> <p>【明確にする事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・避難経路図を作業員に配布すること、工事現場の数力所の目につきやすい箇所に避難経路図を掲示すること等</li> <li>・避難経路を変更する場合は、その都度周知すること</li> </ul> <p>避難経路の管理方法を明確にしておくこと</p> <p>【明確にする事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・定期的に巡回をし、避難経路が安全に利用できる状態となっているかどうかを確認</li> </ul>

<p>第2号 八</p>	<p>火気の使用又は取扱いの監督に関すること</p>	<p>溶接器具、バーナー等火気設備を使用する際の安全対策を明確にしておくこと  <b>【明確にする事項】</b>          ・対象火気設備（溶接機、ガス溶断機、高速カッター等）          ・安全対策（使用前の防火管理者への届出、火花が飛散する範囲内の可燃物の除去、近くに消火器を配置、危険物周辺での使用の禁止等）</p> <p>喫煙に関する管理方法を明確にしておくこと  <b>【明確にする事項】</b>          ・管理方法（喫煙場所の制限、水を入れた吸い殻入れの準備、定期的な巡回等）</p>
<p>第2号 二</p>	<p>工事中に使用する危険物等の管理に関すること</p>	<p>危険物等を使用する際の安全対策を明確にしておくこと  <b>【明確にする事項】</b>          ・対象危険物等（消防法の危険物、火薬、ガス等）          ・安全対策（必要以上に保管しない、使用前の防火管理者への届出、使用時の付近の火気等の有無の確認、近くに消火器を配置、十分な換気の実施等）</p> <p>危険物等の一時保管場所を設ける際には、当該場所の管理方法を明確にしておくこと  <b>【明確にする事項】</b>          ・管理方法（保管場所での掲示板の設置、消火器等の設置、責任者の明示、保管量の制限等）</p>
<p>第2号 ホ (第1号イ)</p>	<p>自衛消防の組織に関すること</p>	<p>自衛消防組織を明確にすること  <b>【明確にする事項】</b>          ・隊長及び工事エリアごとの担当者          ・任務内容</p> <p>自衛消防組織に関する事項について、工事作業員への周知方法を明確にしておくこと  <b>【明確にする事項】</b>          ・組織編成表の周知方法（掲示、関係者への配布等）</p>

<p>第2号 ホ (第1号 ト)</p>	<p>防火上必要な教育に関すること</p>	<p>防災教育の実施時期、対象者及び教育内容を明確にしておくこと</p> <p>【明確にする事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・実施時期（現場に初めて入る前、作業開始前等）</li> <li>・対象者（作業員全員等）</li> <li>・内容（消防計画の内容、遵守事項、災害発生時の対応の確認等）</li> </ul> <p>防災教育の実施した日時及びその内容を記録し保存することを明確にしておくこと</p> <p>【明確にする事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・記録の方法（日誌等の作成）</li> <li>・記録者</li> </ul>
<p>第2号 ホ (第1号 チ)</p>	<p>消火、通報及び避難の訓練の実施に関すること</p>	<p>訓練の実施時期、参加者及び訓練内容を明確にしておくこと</p> <p>【明確にする事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・実施時期（定期的に、又は、必要な時期に：多くの作業員が従事する前等）</li> <li>・参加者（作業員全員、自衛消防隊員、工事の監督者等）</li> <li>・内容（消火訓練、避難訓練、通報訓練等）</li> </ul> <p>訓練の実施した日時及びその内容を記録し保存することを明確にしておくこと</p> <p>【明確にする事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・記録の方法（日誌等の作成）</li> <li>・記録者</li> </ul>
<p>第2号 ホ (第1号 リ)</p>	<p>火災、地震その他の災害が発生した場合における消火活動、通報連絡及び避難誘導に関すること</p>	<p>自衛消防隊が消火活動、通報連絡及び避難誘導を行う際の具体的内容を明確にしておくこと</p> <p>【明確にする事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・消火活動（初期消火の方法）</li> <li>・通報連絡（防火管理者、消防本部への連絡）</li> <li>・避難誘導（作業員への避難の指示、誘導）</li> </ul> <p>付近の作業員が消火活動、通報連絡を行う際の具体的内容を明確にしておくこと</p> <p>【明確にする事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・前提として自衛消防隊が駆けつける前の対応（基本的には自衛消防隊への連絡、避難を優先）</li> <li>・消火活動（付近の消火器具等を利用した初期消火）</li> <li>・通報連絡（防火管理者、自衛消防隊等への火災の連絡）</li> </ul>

<p>第2号 ホ (第1号 又)</p>	<p>防火管理について消防機関との連絡に関すること</p>	<p>防火管理について、消防機関への届出事項、連絡事項を明確にしておくこと  <b>【明確にする事項】</b>  ・消防計画の内容を変更する際の届出  ・火災とまぎらわしい煙等を発するおそれのある行為等の届出</p>
<p>第2号 へ</p>	<p>その他防火対象物における防火管理に関し必要な事項</p>	<p>その他工事中の防火管理に際し必要な事項がある場合には、当該事項及びその内容を明確にしておくこと  (例)  ・可燃ゴミ等の管理について  可燃ゴミ等は、放置せず、できるだけ速やかに片付けること  可燃ゴミ等を大量に置く場所には、付近に消火器等を配置すること。</p>